平成２４年（フ）第２０２号
神奈川県横須賀市秋谷4485番地
債務者　渡辺　幸恵
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市東逸見町３丁目２番地　伊藤方、住民票上の住所神奈川県横須賀市三春町５丁目３番地　安部方
債務者　横　美佐緒
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０６号
神奈川県逗子市沼間２丁目１番55号　サンシティーＫＩＲＩ201
債務者　小森　静江
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目60番地
債務者　原田　克之
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０８号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目60番地
債務者　原田　暁代
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７３４号
神戸市東灘区深江北町１丁目８番21―303号
債務者　足立　優子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５１号
神戸市中央区下山手通５丁目９番10―201号
債務者　水本ひろみ（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８６号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　２棟504号
債務者　赤井さちよ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５号
和歌山市西浜1084番地の１　西浜ビレッジ18
債務者　中原　　純
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
和歌山市西浜1084番地の１　西浜ビレッジ18
債務者　中原　松代
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４５号
和歌山市新堀東１丁目３番６号
債務者　中小路紀美子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７４号
和歌山県紀の川市荒見604番地52
債務者　中　　達子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９９号
和歌山市野崎204番地の７　野崎ハイツ１号
債務者　中嶋　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２０号
和歌山市西釘貫丁３丁目13番地の１　グランドハイツ本町507号
債務者　堂本　純子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２４号
和歌山県橋本市野124番地の７　野団地１棟１－９
債務者　藤田　享宏
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
静岡県富士市石坂310番地の３　コーポトマトⅡ―203号、前住所静岡県静岡市葵区新通１丁目10番５―603号
債務者　篠田　和博
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１０２３号
東京都杉並区高円寺南４丁目24―11―301
債務者　ウケトゥイ　オビ　コリンズ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部